



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課） 1
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課） 3
- 個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課） 5
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 7
- 家畜商講習会の開催（畜産課） 7
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 7
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 8
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・4件（道路街路課） 10
- 都市計画の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 11
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 12
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立総合教育センター） 12

告 示

沖縄県告示第626号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
友利克也	南城市佐敷字手登根	南城市佐敷字仲伊保仲伊保原7番1
久保弘美	宮古島市平良字東仲宗根	宮古島市平良字西仲宗根西添道805番1ほか5筆
大浜永太郎	石垣市字川平	石垣市字石垣平地原1126番
仲盛彦輔	竹富町字小浜	竹富町字小浜テナ1610番1
仲盛彦輔	竹富町字小浜	竹富町字小浜テナ1611番1ほか1筆
仲盛彦輔	竹富町字小浜	竹富町字小浜テナ1613番1

大盛武

竹富町字小浜

竹富町字小浜テナ1601番1ほか3筆

2 認可年月日 平成28年12月2日

沖縄県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南振地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年12月12日から平成29年1月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第628号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第579号で同意の認定をした名護加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第629号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第580号で同意の認定をした池間加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年12月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 507号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字仲井真379番7から 南風原町字津嘉山379番2地先まで	13.2m ～ 15.0m	207.3m
新	那覇市字仲井真379番7から 南風原町字津嘉山379番2地先まで	17.3m ～ 20.0m	207.3m

沖縄県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年12月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉城那覇自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市大里字大里911から 南城市大里字古堅56番1まで	3.1m ～ 12.5m	1,251.7m
新	南城市大里字大里911から 南城市大里字古堅56番1まで	3.1m ～ 32.0m	1,251.7m

沖縄県告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、うるま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市字田場、字安慶名及び字平良川地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年12月12日から平成29年3月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量及び3級水準測量）

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成27年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公文書の開示請求の受付状況

（単位：件）

区分	開示請求件数
行政情報センター	4,641
宮古行政情報コーナー	0
八重山行政情報コーナー	0
警察情報センター	19
その他窓口（出先機関）	723
合計	5,383

2 実施機関別開示請求の受理状況

(単位：件)

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	40
	総務部	33
	企画部	53
	環境部	65
	子ども生活福祉部	40
	保健医療部	634
	農林水産部	1,025
	商工労働部	15
	文化観光スポーツ部	5
	土木建築部	2,927
	出納事務局	2
	小計	4,839
議会		10
教育委員会		168
公安委員会		1
警察本部長		18
選挙管理委員会		9
監査委員		0
人事委員会		2
労働委員会		0
収用委員会		0
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
公営企業の管理者		317
病院事業の管理者		19
合計		5,383

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	4,138
	部分開示	752
	不開示	60
不存在		263
存否応答拒否		1
取下げ		184

合計	5,398
----	-------

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	情報公開審査会							
				未処理	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	却下
17(4)	0	0	17(4)	0	9	1	4(3)	0	2(1)	2(2)	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

諮問とその内訳の数が一致しないのは、事件の併合を行ったためである。

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第64条第2項の規定により、平成27年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位：件)

区分	行政情報センター	宮古行政情報コーナー	八重山行政情報コーナー	警察情報センター	その他窓口(出先機関)	計
開示請求	2,005	0	0	54	391	2,450
文書による開示請求	40	0	0	54	9	103
口頭による開示請求	1,965	0	0	0	382	2,347
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0
合計	2,005	0	0	54	391	2,450

注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位：件)

実施機関	開示請求		訂正請求	利用停止請求	計
	文書による開示の請求	口頭による開示の請求			
知事	知事公室	0	0	0	0
	総務部	2	2	0	4
	企画部	0	0	0	0
	環境部	0	1	0	1
	子ども生活福祉部	14	0	0	14
	保健医療部	4	57	0	61
	農林水産部	0	22	0	22
	商工労働部	1	5	0	6

	文化観光スポーツ部	0	38	0	0	38
	土木建築部	3	0	0	0	3
	出納事務局	0	0	0	0	0
	小計	24	125	0	0	149
教育委員会		6	312	0	0	318
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部長		54	0	0	0	54
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
人事委員会		8	1,910	0	0	1,918
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
公営企業の管理者		0	0	0	0	0
病院事業の管理者		11	0	0	0	11
	合計	103	2,347	0	0	2,450

3 文書による開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	23
	部分開示	75
	不開示	9
不存在		11
取下げ		1
検討中		0
合計		119

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 訂正請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	訂正決定	0
	部分訂正決定	0
	不訂正決定	0
取下げ		0
検討中		0
合計		0

5 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護審査会							
				未処理	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	却下
6(1)	0	0	11(3)	0	3	0	8(3)	0	1(0)	2(1)	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

諮問11件のうち5件については、不服申立て以外のもとなっている。(特定個人情報保護評価書に係る第三者点検に関するもの2件、事業実施に伴う個人情報の提供に関するもの2件、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴う条例改正に関するもの1件)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年1月28日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人子育て応援隊いっぽ
- 3 代表者の氏名 渡慶次英子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県糸満市西崎六丁目4番8号糸満市福祉プラザすこやか館3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、糸満市の子育て支援を必要とする家庭に対し、様々なライフスタイルに対応した、子育て・保育支援を行い、子ども及びその家族が快適に生活できる社会づくりに寄与することを目的とします。

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、平成28年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年3月13日(月曜日)午前8時50分から午後5時まで及び同月14日(火曜日)午前8時50分から午後5時30分まで
 - (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439
- 2 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者
- 4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真(申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの)を添えて、平成29年1月23日(月曜日)までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課(電話番号098-866-2269)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年12月9日から平成29年4月9日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成28年11月18日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウボウストア 那覇市松尾1丁目9番49号 代表取締役 糸数剛一、株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役 野中正人
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年7月19日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,786平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 199台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 68台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 138平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 32.14立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 (1) 処分をした年月日 平成28年4月25日

(2) 商号名 有限会社南西海事工業

(3) 代表者名 島袋レイ子

(4) 所在地 うるま市石川一丁目27番28号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11920号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成28年4月25日
- (2) 商号名 近江工業
- (3) 代表者名 稲垣幸一
- (4) 所在地 西原町字翁長468番地C-1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第12116号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成28年4月25日
- (2) 商号名 有限会社東部通信建設
- (3) 代表者名 野原江美子
- (4) 所在地 西原町字小那覇74番地18
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第5039号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年3月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成28年4月25日
- (2) 商号名 有限会社丸伊電建
- (3) 代表者名 末吉正次
- (4) 所在地 伊是名村字内花2674番地6
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第9518号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年3月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成28年4月25日
- (2) 商号名 企投建設株式会社
- (3) 代表者名 仲村哲
- (4) 所在地 那覇市首里崎山町4丁目195番地51
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-26)第1052号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年4月25日
- (2) 商号名 株式会社山幸組
- (3) 代表者名 山川栄子
- (4) 所在地 糸満市字兼城135番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第2769号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年4月26日
- (2) 商号名 山川設備
- (3) 代表者名 山川浩
- (4) 所在地 伊平屋村字前泊463番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第6802号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年4月26日
(2) 商号名 平成硝子
(3) 代表者名 大城幸夫
(4) 所在地 那覇市字仲井真196番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第9000号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年4月26日
(2) 商号名 有限会社東恩納重機
(3) 代表者名 東恩納剛
(4) 所在地 金武町字金武11626番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第11062号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年4月26日
(2) 商号名 有限会社山建設
(3) 代表者名 呉屋辰雄
(4) 所在地 与那原町字板良敷133番地5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第7292号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から平成34年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・50号仲井真・津嘉山線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成22年3月24日から平成32年3月31日まで
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成20年10月29日から平成34年3月31日まで
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・37号糸満与那原線及び3・4・36号国道331号
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - 5 事業施行期間 平成20年8月7日から平成32年3月31日まで
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年12月26日 午後7時開始
- 2 場所 那覇市立大道小学校1階わくわく広場（那覇市字大道146番地1）
- 3 都市計画の案の概要 3・3・20号ひめゆり三原線を新たに那覇広域都市計画道路に追加する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年2月24日 沖縄県指令土第109号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城782番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市古波蔵1丁目27番30号こくら丘マンション402 豊川栄
- 5 検査済証番号 平成28年11月29日 第4335号
- 6 工事完了年月日 平成28年11月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月8日 沖縄県指令土第8号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城153番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1271番地5ダイモン101 田場朝樹
- 5 検査済証番号 平成28年11月29日 第4336号
- 6 工事完了年月日 平成28年11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年12月9日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月25日 沖縄県指令土第957号、平成28年2月3日 沖縄県指令土第56号（変更）、平成28年8月4日 沖縄県指令土第625号（変更）、平成28年11月14日 沖縄県指令土第831号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野座村字惣慶下袋原1182番及び字漢那明記原371番1の一部他6筆
- 3 公共施設 防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都品川区東品川二丁目3番12号 株式会社グッドラック・コーポレーション 代表取締役 堀田和宣
- 5 検査済証番号 平成28年12月1日 第4337号
- 6 工事完了年月日 平成28年11月15日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成28年12月9日

沖縄県立総合教育センター所長 玉 城 哲 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 植物工場用自動環境制御装置（設置及び設定業務を含む。）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成28年11月1日

- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社電装技研 西原町字安室41番地
- 5 契約金額 34,905,060円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--